

長野県告示第723号

平成22年12月10日成立した平成22年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

平成22年度長野県一般会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	222,376,221	517,473	222,893,694
7 分担金及び負担金	2,726,730	483,261	3,209,991
9 国庫支出金	102,047,098	7,920,758	109,967,856
10 財産収入	1,862,410	141,285	2,003,695
12 繰入金	43,277,925	181,836	43,459,761
14 諸収入	95,251,536	9,768	95,261,304
15 県債	143,304,000	6,600,000	149,904,000
歳入合計	876,309,973	15,854,381	892,164,354

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	43,676,374	306,635	43,983,009
3 民生費	109,359,505	49,822	109,409,327
4 衛生費	19,604,294	627,033	20,231,327
5 労働費	7,955,284	443,451	8,398,735
7 農林水産業費	45,114,743	4,572,188	49,686,931
8 商工費	91,100,866	285,271	91,386,137
9 土木費	113,593,697	9,363,116	122,956,813
11 教育費	195,671,988	31,132	195,703,120
12 災害復旧費	5,130,561	175,733	5,306,294
歳出合計	876,309,973	15,854,381	892,164,354

2 繰越明許費補正

県営かんがい排水事業費ほか36件 金額 17,732,722千円

3 債務負担行為補正

庁舎管理事業ほか9件 限度額 3,237,656千円

4 地方債補正

社会福祉施設整備事業費ほか11件 限度額 6,600,000千円

平成22年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	198,800	9,920	208,720
歳入合計	442,862	9,920	452,782

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 心身障害者扶養共済事業費	442,862	9,920	452,782
歳出合計	442,862	9,920	452,782

平成22年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	4,666,918	60,612	4,727,530
2 国庫支出金	2,728,350	95,000	2,823,350
3 繰入金	2,452,223	938	2,453,161
5 県債	2,571,200	59,000	2,630,200
歳入合計	13,182,926	215,550	13,398,476

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	9,115,436	215,550	9,330,986
歳出合計	13,182,926	215,550	13,398,476

2 繰越明許費

流域下水道事業費 金額 373,750千円

3 地方債補正

流域下水道事業費 限度額 59,000千円

財政課

長野県告示第724号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社ケアサポートふきのとう	長野県諏訪郡下諏訪町御田町3134-7	株式会社ケアサポートふきのとう	長野県諏訪郡下諏訪町御田町3134-7	平成22年10月1日
通所介護	株式会社マイディア	長野県長野市南千歳一丁目3番地7	マイディアまつもと蔵の街サロン	長野県松本市中央3丁目3番16号	平成22年11月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人サン・ビジョン	愛知県春日井市桃山町字北山5079番地の1	ショートステイホームグレイスフル木曾	長野県木曾郡木曾町福島2781番地	平成22年10月1日
短期入所療養介護	岡谷市	長野県岡谷市幸町8番1号	健康保険岡谷塩嶺病院	長野県岡谷市4769番地67	平成22年9月1日
福祉用具貸与	株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	平成22年11月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ケアサポートふきのとう	長野県諏訪郡下諏訪町御田町3134-7	株式会社ケアサポートふきのとう	長野県諏訪郡下諏訪町御田町3134-7	平成22年10月1日

3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	平成22年11月1日

4 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護老人福祉施設	社会福祉法人サン・ビジョン	愛知県春日井市桃山町字北山5079番地の1	特別養護老人ホームグレイスフル木曾	長野県木曾郡木曾町福島2781番地	平成22年10月1日
介護療養型医療施設	岡谷市	長野県岡谷市幸町8番1号	健康保険岡谷塩嶺病院	長野県岡谷市4769番地67	平成22年9月1日

5 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	株式会社ケアサポートふきのとう	長野県諏訪郡下諏訪町御田町3134-7	株式会社ケアサポートふきのとう	長野県諏訪郡下諏訪町御田町3134-7	平成22年10月1日
介護予防通所介護	株式会社マイディア	長野県長野市南千歳一丁目3番地7	マイディアまつもと蔵の街サロン	長野県松本市中央3丁目3番16号	平成22年11月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人サン・ビジョン	愛知県春日井市桃山町字北山5079番地の1	ショートステイホームグレイスフル木曾	長野県木曾郡木曾町福島2781番地	平成22年10月1日
介護予防短期入所療養介護	岡谷市	長野県岡谷市幸町8番1号	健康保険岡谷塩嶺病院	長野県岡谷市4769番地67	平成22年9月1日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	平成22年11月1日

6 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	株式会社ライフサポート	長野県佐久市猿久保742-3	平成22年11月1日

地域福祉課

長野県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
短期入所同生活介護	医療法人学思会	長野県東御市県165番地1	ショートステイひだまりの丘	長野県東御市県165番地1	平成22年2月1日

2 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
介護予防短期入所生活介護	医療法人学思会	長野県東御市県165番地1	ショートステイひだまりの丘	長野県東御市県165番地1	平成22年2月1日

地域福祉課

長野県告示第726号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

別表の公共事業の項中

基盤整備促進事業	農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するために必要なきめの細かい土地基盤の整備等を行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 付表1の1から5までに掲げる事業のいずれかを行うものであつて、その受益面積がおおむね5ヘクタール以上であるもの又は同表の1から5までに掲げる事業のうち2以上を併せて行うものであつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であるもの (2) (1)と併せて付表1の6から14までに掲げる事業を行うもの	事業費及び事務費	10分の6以内（付表4の2に掲げるものにあつては、10分の7以内。）ただし、同表の1に掲げるものにあつては10分の6.5以内（同表の2に掲げるものにあつては、10分の7.5以内）とし、同表の3に掲げるものにあつては継続地区の特例として10分の7以内とする。	10分の5以内
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	1 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するために必要なきめの細かい土地基盤の整備等を行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 付表1の1から5までに掲げる事業のいずれかを行うものであつて、その受益面積がおおむね5ヘクタール以上であるもの又は同表の1から5までに掲げる事業のうち2以上を併せて行うものであつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であるもの (2) (1)と併せて付表1の6から14までに掲げる事業を行うもの	同上	同上	同上

を

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	1 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するために必要なきめの細かい土地基盤の整備等を行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 付表1の1から5までに掲げる事業のいずれかを行うものであつて、その受益面積がおおむね5ヘクタール以上であるもの又は同表の1から5までに掲げる事業のうち2以上を併せて行うものであつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であるもの (2) (1)と併せて付表1の6から14までに掲げる事業を行うもの	事業費及び事務費	10分の6以内（付表4の2に掲げるものにあつては、10分の7以内。）ただし、同表の1に掲げるものにあつては10分の6.5以内（同表の2に掲げるものにあつては、10分の7.5以内）とし、同表の3に掲げるものにあつては継続地区の特例として10分の7以内とする。	10分の5以内
--------------------	---	----------	--	---------

に、

農村災害対策整備事業	地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域等において、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため、農村災害対策整備計画を作成する事業	同上	10分の5以内	
食の安全・安心確保基盤整備促進対策事業	土地改良事業の実施に伴って生じ、土地改良区等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処理対策事業	事業費	同上	
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持管理の適正化を図るために次に掲げる事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業 ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修 イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善 (2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの	同上	同上 3分の2以内	

を

農山漁村地域整備交付金（農村災害対策整備事業）	地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域等において、農業用施設や農村防災施設等を調査するとともに地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため、農村災害対策整備計画を作成する事業	同上	10分の5以内	
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設の維持管理の適正化を図るために行う次に掲げる事業 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業資金の造成事業 ア 水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理指導の結果、整備補修が必要と認められた農業水利施設の整備補修 イ 新生産調整推進に資するための土地改良施設の改善 (2) 転作の団地化に対応した土地改良施設の整備改善で(1)のイの事業と一体的に実施するもの	事業費	同上 3分の2以内	

に、

土地改良施設修繕保全事業	国営又は県営造成施設のうちダム、頭首工、揚排水機場及び基幹用排水路の管理設備の充実、強化を図るために行う次の事業 (1) 管理設備の修繕工事 (2) 機能低下の原因となる水藻、汚泥等の除去・防止を行う保全工事	同上	3分の2以内	同上
基幹水利施設管理事業	市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高いダム、頭首工、揚水機場、排水機場又は排水樋門について管理を行う事業	同上	10分の6以内	同上

を

基幹水利施設管理事業	市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高いダム、頭首工、揚水機場、排水機場又は排水樋門について管理を行う事業	同上	10分の6以内	同上
------------	---	----	---------	----

に、

農業水利施設台帳整備事業	国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設のうち、国が土地改良区に管理を委託している施設又は国営土地改良事業に附帯して実施する県営事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設について、管理をしている土地改良区が行う農業水利施設台帳作成事業	同 上	3分の2以内	同 上
農業用水水源地域保全対策事業	農業用水とその水源地域内の森林の関わりについて理解を深めることや水源地域内の森林によりかん養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進するために行う次に掲げる事業 (1) シンポジウム、体験学習会等の開催 (2) 広報活動の実施 (3) パンフレット類、教材、事例集等の作成 (4) 施設案内の製作、設置 (5) 普及促進対策を進めるための協議組織の設置、運営 (6) 農業用水の有効利用を図る新たな取り組み (7) (1)から(6)までに掲げる活動等についての調査、企画、調整及び計画策定	同 上	10分の10以内	同 上

を

農業用水水源地域保全対策事業	農業用水とその水源地域内の森林の関わりについて理解を深めることや水源地域内の森林によりかん養された農業用水の有効利用を図ることを普及促進するために行う次に掲げる事業 (1) シンポジウム、体験学習会等の開催 (2) 広報活動の実施 (3) パンフレット類、教材、事例集等の作成 (4) 施設案内の製作、設置 (5) 普及促進対策を進めるための協議組織の設置、運営 (6) 農業用水の有効利用を図る新たな取り組み (7) (1)から(6)までに掲げる活動等についての調査、企画、調整及び計画策定	同 上	10分の10以内	同 上
----------------	---	-----	----------	-----

に、

ウ ほ場整備事業

農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業。ただし、30アール区画規模以上の整備を行うものについては、事業費が総事業費の3分の1程度以内とする。

エ 農用地開発事業

農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の 신설、廃止又は変更

オ 農地防災事業

農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するために必要な施設の 신설、廃止又は変更

カ 客土事業

農用地につき行う客土

キ 暗渠排水事業

農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更

ク 農用地の改良又は保全事業

アからキまでに定めるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な事業

(2) 農村生活環境基盤整備事業

ア 農業集落道整備事業

農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備

イ 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備

ウ 農業集落排水施設整備事業

農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備

エ 農業集落防災安全施設整備事業

農業集落の防災と安全を図るために必要な土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備

オ 用地整備事業

農業近代化施設、公用・公共施設等の用地の整備

カ 農村公園施設整備事業

農業者等の健康増進といこいの場を提供することを目的とした緑地、運動広場等の整備とこれに係る必要な施設の整備

キ 活性化施設整備事業

農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備

(3) 生態系保全施設整備事業

動植物保護施設、動物保育施設、植栽、緩傾斜護岸等生態系の保全に資する施設等の整備

(4) 交換分合事業

農用地等の交換分合

(5) 特認事業

知事が特に必要と認める事業

を

- 「
- ウ ほ場整備事業
農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
 - エ 農用地開発事業
農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する使節の新設、廃止又は変更
 - オ 農地防災事業
農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するために必要な施設の新設、廃止又は変更
 - カ 客土事業
農用地につき行う客土
 - キ 暗渠排水事業
農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
 - ク 農用地の改良又は保全事業
アからキまで以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
- (2) 農村生活環境整備事業
- ア 農業集落道整備事業
農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
 - イ 営農飲雑用水施設整備事業
家畜の飼育、園芸作物の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備
 - ウ 農業集落排水施設整備事業
農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備
 - エ 農業集落防災安全施設整備事業
農業集落の防災と安全を図るために必要な土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
 - オ 用地整備事業
農業近代化施設、公用・公共施設等の用地の整備
 - カ 活性化施設整備事業
農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
 - キ 集落環境管理施設整備事業
農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備
 - ク 交流施設基盤整備事業
農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備
 - ケ 情報基盤施設整備事業
土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
 - コ 市民農園等整備事業
ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて次のいずれかの事項を内容とするもの
 - (7) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
 - (4) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
 - (ウ) (7)又は(4)に附帯する都市との交流のために必要な施設の整備
 - サ 生態系保全施設等整備事業
動植物保護施設、動物保育施設、動物誘導施設、植生及び緩傾斜護岸等生態系の保全に対する施設等の整備
 - シ 交換分合事業
農用地等の交換分合
- (3) 特認事業
知事が特に必要と認める事業
- 」

に改め、同表中

公共事業	農業集落排水統合補助事業	農業集落排水事業計画又は農業集落排水統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの	同上	10分の5.375以内	同上
	農業集落排水資源循環統合補助事業	農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの (1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの (2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの (3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの	同上	同上	同上
	低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	既存の農業集落排水施設の有効利用又は長寿命化を図るため、施設機能診断（既存の農業集落排水施設の機能低下等の状況把握を的確に行うことをいう。この項において同じ。）を実施することにより、市町村全域を対象とした最適な整備構想の策定を行う事業	事業費	10分の10以内。ただし、施設機能診断に係るものにあつては一施設あたり200万円、整備構想に係るものにあつては500万円を限度とする。	

を

公共 事業	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	<p>1 農業集落排水資源循環促進計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの</p> <p>(1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの</p> <p>(2) 原則として污水处理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの</p> <p>(3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの</p> <p>(4) 改築の場合は、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設であるもの</p> <p>ア 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること</p> <p>イ 供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること</p>	事業費	10分の5以内	
		<p>2 既存の農業集落排水施設の有効利用又は長寿命化を図るため、施設機能診断（既存の農業集落排水施設の機能低下等の状況把握を的確に行うことをいう。この項において同じ。）を実施することにより、市町村全域を対象とした最適な整備構想の策定を行う事業</p>	同上	10分の10以内。ただし、施設機能診断に係るものにあつては一施設あたり200万円、整備構想に係るものにあつては500万円を限度とする。	
	農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業	同上	10分の5以内	同上
	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	土地改良施設の管理者（土地改良区、土地改良区連合、市町村、農業共同組合、農業共同組合連合会等）が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理するために必要となる収集運搬事業	同上	同上	

に改める。

農地整備課

長野県告示第727号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（地形図作成）
- 2 作業期間
平成22年11月16日から平成23年3月18日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第728号

信濃町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基本図作成）
- 2 作業期間
平成22年11月2日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
上水内郡信濃町

建設政策課

長野県告示第729号

茅野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（茅野駅西口土地区画整理事業出来型確認測量）
- 2 作業期間
平成22年4月30日から平成22年8月31日まで
- 3 作業地域
茅野市

建設政策課

選告示第91号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成22年12月16日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

35,219	35,211
360,156	360,089
7,532	7,518
22,830	22,847
17,653	17,630
8,895	8,868
6,661	6,655
9,119	9,101
7,143	7,128
104,373	104,375
64,572	64,622
46,517	46,498
20,648	20,611
28,497	28,478
13,842	13,832
19,542	19,514
11,868	11,871
18,876	18,887
9,090	9,086
19,282	19,251
8,366	8,362
7,369	7,357
21,488	21,498
18,186	18,190
38,266	38,306
21,510	21,484
8,392	8,392
26,472	26,492

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会